

件名：【リヒテンシュタイン政府発表】新型コロナウイルスに対する各種措置の一部緩和について

【ポイント】

● 3月23日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルスに対する現行の各種措置の一部を緩和すると発表

【本文】

3月23日、リヒテンシュタイン政府は、現行の新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置の一部を緩和すると発表しました。

1 子供及び若者のための屋外活動

3月29日以降、屋外におけるイベントの参加人数の上限が現行の10人から25人に引き上げられます。

これにより、子供及び若者によるスポーツや文化活動の再開が可能となります。

ただし、引き続き飲食物の提供禁止及びマスク着用義務が適用されます。

2 新型コロナウイルス検査費用の負担

3月31日以降、リヒテンシュタイン国内の健康保険に加入している者に対する新型コロナウイルス検査費用を症状の有無を問わず全面的にリヒテンシュタインが負担することです。

（注意点）

- ・ スイスの健康保険に加入している者は、スイスの健康保険制度に基づき精算されます。
- ・ リヒテンシュタイン及びスイスの健康保険に加入していない場合は、従来どおり本人に対して請求が行われます。

3 今後の決定

リヒテンシュタイン政府は、3月29日以降3週間にわたり疫学的状況を注視し、さらなる措置に関する決定を行う予定としています。

なお、決定に際しては、スイス連邦政府の今後の緩和措置についても考慮されるということです。

○リヒテンシュタイン政府発表（ドイツ語のみ）

<https://www.regierung.li/media/attachments/20210323-Medienmitteilung-178-Corona-Lockerungsschritte-Ausb.pdf?t=637521103761706238>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：+41 31 300 2222

Fax：+41 31 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>